

補助金・助成金を活用しよう!



連載

第2回 助成金・補助金の申請から入金までの流れ

編集部

2 審査

その助成金・補助金の審査員が、事業者から提出された申請書を基にして、その内容が助成金・補助金の交付を受けるのに適切かどうか、審査する。

助成金の場合、書類上に不備がないか、条件に合致しているかなどの形式的な審査のみであり、それをクリアさえすれば、ほぼ確実に採択される。

一方、補助金の場合、税理士や中小企業診断士などの有識者が審査員となつて、面接や書類精査など厳格な審査を行う。そのため、採択されない可能性がある。

3 採択

事務局が助成金・補助金の交付を受ける事業者を選定し、申請した全事業者に採択か不採択かの結果を通知する。

4 交付

採択された事業者が必要な経費などを申請する。それが事務局に受理されると、助成金・補助金が受けられる事業内容や費目と交付決定額(概算)が決まり、交付決定通知書が送られる。この交付決定通知書が届く前に事業をスタートすると、助成金・補助金が支給されない恐れがあるので、注意が必要である。

5 実施

事業者が申請した内容に沿って事業を実施する。ただし、助成金も補助金も原則後払いなので、その事業を実施するための費用は自分で調達しなければならない。また、実施中にも、きちんと事業を進めているか検査が入ることがある。

6 報告

対象事業の実績について、事業者が報告書を作成し、事務局に提出する。具体的にどんなことを行ったか

7 検査

事務局が、申請通りに事業が実施され、経費が適正に支出されたかをチェックする。必要に応じて現地調査やヒアリングが行われる。

8 確定

対象事業が適正に行われたと認められると、助成金・補助金の支給金額が決まる。ただし、実際に事業実施に掛かった費用が当初の予定より低かった場合、交付決定額が減額されることがある。また、逆に実際の費用が当初の予定より高かったとしても、原則交付決定額以上の金額は支払われない。

9 請求

事業者が確定した金額を事務局宛

1 申請

事業者は助成金・補助金を申し込む際、事業の内容や必要経費についてまとめた申請書という形で、所轄の事務局に提出する。助成金の場合、各地域の労働局が提出先となる。また、補助金の場合、担当している部署が提出先となることが多い。

流れ	内容
1.申請	事業の内容や必要経費についてまとめた申請書を所轄の事務局に提出する。
2.審査	審査員が申請書を基にして、助成金・補助金の交付を受けるのに適切かどうか審査する。
3.採択	事務局が申請した全事業者に採択か不採択かの結果を通知する。
4.交付	採択された事業者が必要な経費などを申請し、事務局に受理されると、交付決定通知書が送られる。
5.実施	事業者が申請した内容に沿って事業を実施する。
6.報告	対象事業の実績について、事業者が報告書を作成し、事務局に提出する。
7.検査	事務局は、申請通りに事業が実施され、経費が適正に支出されたかをチェックする。
8.確定	対象事業が適正に行われたと認められると、助成金・補助金の支給金額が決まる。
9.請求	事業者が確定した金額を事務局へ請求する。
10.入金	事業者の指定口座に事務局から請求金額が入金される。

コラム「全国の自治体の助成金・補助金をご紹介!」

商店街の空き店舗を活用しよう!

街に大型ショッピングモールができると、住民にとっては大変便利だが、近所の商店街にとっては死活問題である。客がこぞってショッピングモールに行ってしまうと、商売あがったりとなり、商店街の店舗の多くは閉店を余儀なくされる。そして、万が一ショッピングモールが撤退した場合、商店街は既にシャッター街の状態なので、地域経済に大きなダメージを与える。その上、買物難民が増える危険性もある。

そのような事情もあって、自治体の中には、商店街の活性化を図るため、商店街の空き店舗の利活用を支援しているところがある。愛知県瀬戸市では、中心市街地にある商店街の空き店舗を活用して開業する方に対して、家賃や改修費用の一部を補助している。家賃補助に関しては、補助要件は同一賃貸契約月数が引き続き12カ月以上であること、補助率は1カ月当たりの家賃の2分の1、補助上限額は1カ月当たり5万円となる。店舗改修費補助に関しては、補助要件が①「1階の空き店舗で行うものづくりに関する事業」、②「1階の空き店舗で行う事業」で補助額が変わる。補助要件①の場合は、補助額が経費から30万円を除いた額の3分の1に30万円を加えた額(経費が30万円未満の場合は経費相当額)となり、補助上限額は130万円となる。補助要件②の場合は、補助率は3分の1以内、補助上限額は100万円となる。申請は随時受け付けているが、予算終了次第締め切りとなる。

10 入金

事務局が事業者の指定口座に請求金額を入金する。助成金・補助金が実際に入金されるのは、申請してから1年以上かかるのが一般的である。実施した対象事業が適正と認められ

てに請求する。事業完了次第、事務局が入金してくれるということはない。請求しなければ当然、助成金・補助金は入金されないため、忘れないよう注意が必要だ。

助成金・補助金も、申請から入金されるまで期間を要し、各過程でさまざまな対応をする必要がある。不明な点があったら、その補助金・助成金の担当者か、中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家にアドバイスしてもらおう。

参考文献／●愛知県瀬戸市「中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金」(アクセス2019-1-28) <http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2016041800033/>